

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

条 例	ページ
◎短時間勤務制度に関する条例	2
◎時間外勤務手当の臨時特例に関する条例	2
◎高知県税条例の一部を改正する条例	3
◎高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	4
◎高知県民生委員定数条例の一部を改正する条例	4
◎高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	4
◎高知県営病院事業料金徴収条例の一部を改正する条例	4

目次中◎印のあるものは、高知県法規集に登録するものです。

公布された条例のあらまし

◆短時間勤務制度に関する条例（高知県条例第32号）

- 1 条例制定の目的
近年の生活様式の多様化を踏まえ、常時勤務の形にとらわれない多様で柔軟な働き方（以下「短時間勤務制度」という。）を可能とし、もって県に必要な人材や人員の確保を図ることとした。
- 2 主要な内容
(1) 短時間勤務制度の対象となる職員（以下「短時間勤務職員」という。）は、この条例の目的及び任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定めること。（第2条）
(2) 短時間勤務職員のため、働き方支援休暇を設けること。（第3条第1項）
(3) 働き方支援休暇は、短時間勤務職員が多様で柔軟な働き方を実現するため勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とすること。（第3条第2項）
(4) 働き方支援休暇の時間は、1週間につき10時間を超えない範囲で必要があると認める時間とし、その単位は、30分とすること。（第3条第3項）
(5) 働き方支援休暇の間は、給与を減額すること。（第3条第5項）

3 施行期日

この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。

◆時間外勤務手当の臨時特例に関する条例（高知県条例第33号）

- 1 条例制定の目的
時間外勤務手当の割増率を時限的に引き上げ、時間外勤務が特別な労働であることの認識をより高めることで、職員に対して更なる時間外勤務を縮減する意識を醸成することにより、時間外勤務を削減することとした。
- 2 主要な内容
(1) この条例において職員とは、職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号。以下「一般職員給与条例」という。）の適用を受ける職員のうち、知事の事務部局の職員（一般職員給与条例第19条の2第1項に規定する特定管理職員を除く。）とすること。（第2条）
(2) 職員に対する時間外勤務手当の支給については、一般職員給与条例の規定を適用せず、割増率を100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）とすること。（第3条及び第4条第1項）
(3) この条例は、令和9年3月31日限り、その効力を失うこと。（附則第2項）

3 施行期日

この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。

◆高知県税条例の一部を改正する条例（高知県条例第34号）

- 1 条例改正の目的
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）が一部改正されたことに伴い、同法の引用規定の整理をすることとした。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第35号）

- 1 条例改正の目的
消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和6年政令第374号）の施行による電気用品安全法施行令（昭和37年政令第324号）、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令（昭和43年政令

第14号）及び消費生活用製品安全法施行令（昭和49年政令第48号）の一部改正に伴い、これらの政令の引用規定の整理をするとともに、消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令（令和7年経済産業省令第6号）の施行による消費生活用製品安全法施行令第14条第2項の規定に基づく都道府県知事又は市長の報告に関する省令（平成12年通商産業省令第38号）の一部改正に伴い、同令の引用規定の整理をすることとした。

2 施行期日

この条例は、令和7年12月25日から施行することとした。

◆高知県民生委員定数条例の一部を改正する条例（高知県条例第36号）

1 条例改正の目的

3年間の任期が終了し、令和7年12月に一斉改選が予定されている民生委員について、市町村の区域ごとに定めた定数を改めることとした。

2 施行期日

この条例は、令和7年12月1日から施行することとした。

◆高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第37号）

1 条例改正の目的

高知県立高知城歴史博物館の次期指定管理者の選定を行うに当たり、指定管理者が行う業務を整理するために必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。

◆高知県営病院事業料金徴収条例の一部を改正する条例（高知県条例第38号）

1 条例改正の目的

近年の物価高騰等の状況を踏まえた適切な受益者負担を考慮し、病院事業に関して徴収する病室使用料の額を改定することとした。

2 施行期日

この条例は、令和8年1月1日から施行することとした。

条 例

短時間勤務制度に関する条例をここに公布する。

令和7年10月15日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第32号

短時間勤務制度に関する条例

（目的）

第1条 この条例は、近年の生活様式の多様化を踏まえ、常時勤務の形にとらわれない多様で柔軟な働き方（次条において「短時間勤務制度」という。）を可能とし、もって県に必要な人材や人員の確保を図ることを目的とする。

（短時間勤務職員）

第2条 短時間勤務制度の対象となる職員（以下「短時間勤務職員」という。）は、前条の目的及び任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める。

（働き方支援休暇）

第3条 短時間勤務職員のため、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第45号）第12条に定める休暇のほか、働き方支援休暇を設ける。

2 前項の働き方支援休暇（以下「働き方支援休暇」という。）は、短時間勤務職員が多様で柔軟な働き方を実現するため勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

3 働き方支援休暇の時間は、1週間につき10時間を超えない範囲で必要があると認める時間とし、その単位は、30分とする。

4 働き方支援休暇については、人事委員会規則で定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。

5 働き方支援休暇の間は、職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号）第14条の規定にかかわらず、同条に規定する方法により給与を減額する。

（部分休業に関する特例）

第4条 短時間勤務職員のうち前条第4項の規定による承認を受けた者に対する職員の育児休業等に関する条例（平成4年高知県条例第1号）第24条第2項の規定の適用については、同項中「特別休暇又は」とあるのは「特別休暇、」と、「による介護時間」とあるのは「による介護時間又は短時間勤務制度に関する条例（令和7年高知県条例第32号）第3条第2項の規定による働き方支援休暇」と、「当該介護時間」とあるのは「当該介護時間若しくは当該働き方支援休暇」とする。

（人事委員会規則への委任）

第5条 この条例に定めるもののほか、働き方支援休暇に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

時間外勤務手当の臨時特例に関する条例をここに公布する。

令和7年10月15日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第33号

時間外勤務手当の臨時特例に関する条例

（目的）

第1条 この条例は、時間外勤務手当の割増率を時限的に引き上げ、時間外勤務が特別な労働であることの認識をより高めることで、職員に対して更なる時間外勤務を縮減する意識を醸成することにより、時間外勤務を削減することを目的とする。

（職員の定義）

第2条 この条例において職員とは、職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号。以下「一般職員給与条例」という。）の適用を受ける職員のうち、知事の事務部局の職員（一般職員給与条例第19条の2第1項に規定する特定管理職員を除く。）をいう。

（時間外勤務手当に係る規定の適用関係）

第3条 職員に対する時間外勤務手当の支給については、一般職員給与条例第15条（職員の育児休業等に関する条例（平成4年高知県条例第1号。第5条において「育児休業条例」という。）第17条において読み替えて適用する場合及び職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年高知県条例第37号。次条第2項において「令和4年改正定年条例」という。）附則第10条第12項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

（時間外勤務手当の臨時特例）

第4条 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第45号。以下「勤務時間条例」という。）第8条第1項に規定する正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して勤務1時間につき一般職員給与条例第18条に規定する方法により算出する勤務1時間当たりの給与額（以下この条において「勤務1時間当たりの給与額」という。）に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

2 職員のうち定年前再任用短時間勤務職員（職員の定年等に関する条例（昭和59年高知県条例第13号）第13条又は第14条第1項の規定により採用された者をいう。）又は暫定再任用短時間勤務職員（令和4年改正定年条例附則第10条第1項に規定する暫定再任用短時間勤務職員をいう。）である者が、正規の勤務時間が割り振られた日（一般職員給与条例第16条の規定により正規の勤務時間中に勤務した当該者に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。）において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の150」とあるのは「100分の100」と、「100分の175」とあるのは「100分の125」とする。

3 第1項の規定にかかわらず、勤務時間条例第6条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第4条第2項又は第5条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）外に勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間外に勤務した全時間（人事委員会規則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

4 正規の勤務時間外又は割振り変更前の正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務の時間又は割振り変更前の正規の勤務時間外にした勤務の時間（人事委員会規則で定める時間を除く。）が1箇月について60時間を超えた職員であって、その60時間を超えて勤務した全時間に割振り変更前の正規の勤務時間外に勤務した時間が含まれるものには、その60時間を超えて勤務した全時間のうち割振り変更前

の正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に100分の50を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

5 第6条の規定により読み替えて適用される勤務時間条例第9条の3第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち割振り変更前の正規の勤務時間外に勤務した時間であって、当該時間が当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に前項の100分の50から第3項の100分の25を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

（この条例における育児短時間勤務職員等の特例）

第5条 職員のうち育児短時間勤務（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下この条において「育児休業法」という。）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。）をしている者（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている者を含む。）についての前条の規定の適用については、育児休業条例第17条の規定（一般職員給与条例第15条第1項、第4項及び第5項の規定の読み替えに係る部分に限る。）にかかわらず、前条第1項中「支給する」とあるのは「支給する。ただし、職員のうち地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている者（同法第17条の規定による短時間勤務をしている者を含む。）が、正規の勤務時間が割り振られた日（一般職員給与条例第16条の規定により正規の勤務時間中に勤務した当該者に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。）における勤務で正規の勤務時間を超えてしたものうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする」とする。

（職員に係る時間外勤務代休時間）

第6条 職員に対する勤務時間条例第9条の3の適用については、同条第1項中「職員の給与に関する条例第15条第4項」とあるのは「時間外勤務手当の臨時特例に関する条例（令和7年高知県条例第33号）第4条第4項」とする。

（人事委員会規則への委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、職員に係る時間外勤務手当の臨時特例に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（この条例の失効）

2 この条例は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

（経過措置）

3 前項の規定によるこの条例の失効の日（以下この項において「失効日」という。）以前において正規の勤務時間外に勤務を命ぜられた職員の時間外勤務手当については、この条例は、失効日後も、なおその効力を有する。



高知県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年10月15日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第34号

高知県税条例の一部を改正する条例

高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）の一部を次のように改正する。
付則第28条の3第1項中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和7年10月15日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第35号

高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

高知県の事務処理の特例に関する条例（平成12年高知県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条の表19の項中「消費生活用製品安全法施行令第14条第2項の規定に基づく都道府県知事又は市長の報告に関する省令」を「消費生活用製品安全法施行令第16条第2項の規定に基づく都道府県知事又は市長の報告に関する省令」に改め、同表19の項オ中「第14条第2項」を「第16条第2項」に改め、同表29の項オ中「第5条第2項」を「第9条第2項」に改め、同表30の項オ中「第13条第8項」を「第16条第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年12月25日から施行する。

高知県民生委員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和7年10月15日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第36号

高知県民生委員定数条例の一部を改正する条例

高知県民生委員定数条例（平成27年高知県条例第2号）の一部を次のように改正する。
本則第8号中「146人」を「144人」に改め、本則第9号中「119人」を「121人」に改め、本則第10号中「127人」を「126人」に改め、本則第15号中「13人」を「12人」に改め、本則第24号中「38人」を「36人」に改め、本則第33号中「56人」を「57人」に改める。

附 則

この条例は、令和7年12月1日から施行する。

高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和7年10月15日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第37号

高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例（平成27年高知県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「管理は」を「管理は、県が行うほか、当該県が行う業務以外の業務について」に改める。

第19条第3号中「資料等、」を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

高知県営病院事業料金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和7年10月15日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第38号

高知県営病院事業料金徴収条例の一部を改正する条例

高知県営病院事業料金徴収条例（昭和32年高知県条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表病室使用料の項中「4,700円」を「6,100円」に、「4,500円」を「5,900円」に、「3,800円」を「5,200円」に改める。

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和8年1月1日から施行する。
（経過措置）
- この条例による改正後の高知県営病院事業料金徴収条例の規定は、この条例の施行の日以後の病室の使用について適用し、同日前の病室の使用については、なお従前の例による。